

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation, and Debt management

Newsletter

〈2019年11月号〉

目次

1 | 事業再生ADR手続の概要



2 | 取引後6年経過したのに・・・、否認 －東京地裁平成28年7月20日判決を題材に－



3 | 差引計算合意と相殺の遡及効について ～神戸地裁尼崎支部平成28年7月20日判決及び岡山地裁平成30年1月18日判決を題材にして～



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

事業再生ADR手続の概要



1 事業再生ADR手続とは

事業再生ADR手続は、過剰債務に悩む企業の再生のための準則型私的整理手続の1つとして、一般社団法人事業再生実務家協会(以下「JATP」といいます。)が主宰する手続です。

JATPが選定する手続実施者¹の関与のもと、債務者企業が対象債権者(原則として金融機関のみ)との間で債務の弁済について協議し、対象債権者との合意に基づき債務の弁済猶予又は減免等を得ることにより、経営困難な状況にある企業を再建するための手続です。また、上場企業等の例外を除き、非公開で進められる手続であるため、取引関係に影響を及ぼすことなく、事業価値を維持したまま再建を図ることができる有用な手続です。

上場会社の利用によりニュースで取り上げられることが増えていますが、具体的な手続の進行等はあまり知られていないと思われますので、以下、ご紹介したいと思います。

2 事業再生ADR手続を選択する理由

事業再生ADR手続の利用を検討する企業においては、既に任意の私的整理手続が先行しているか、金融機関との間でリスケなど債務の弁済について何らかの協議がなされていることが多いと思われます。

そのような中、例えば以下のような事情が存在する場合、事業再生ADR手続の利用を検討することになります。

- ① 抜本的な再建のため金融債務の減免が必要であり、

金融機関に無税償却が認められる準則型手続を利用する必要がある。その中でも、企業規模や事案の特徴を踏まえて事業再生ADR手続の利用が相当である。

- ② 公正中立な第三者が主宰する手続を利用して議論の場を設けることで金融機関の足並みを揃える必要がある。

- ③ スポンサー選定過程の透明性を確保することが望ましい。

- ④ 法的手続に移行した場合であっても優先的な取扱いを受けられるプレDIPファイナンスを利用したい。

3 事前相談

事業再生ADR手続の利用を検討する場合、まずは、JATPに事前相談をすることからスタートします。

債務者の置かれている状況をお伝えし、手続を進めるにあたっての懸念点やスケジュールなどを協議することになりますが、事前準備としてどこまで準備しなければいけないというものはありません。ただ、金融機関との協議状況等を説明する場合もありますので、少なくとも主要債権者とは協議しておくことが望ましいと思われますし、場合によってはメインバンクと一緒に相談に臨むことも考えられます。

4 手続利用申請

事前相談の上、事業再生ADR手続の利用を決めた場合、まず、債務者からJATPに手続利用申請書を提出します。

手続利用の申請があると、審査会が組織され、審査会が資

1: 民間紛争解決手続において和解の仲介を実施する者と定義されており、専門的・中立的な見地から事業再生計画案の内容を検証し、また、公正中立な立場で債権者と債務者の間の債権債務調整を推進する役割を担います。きわめて厳格な要件があり、事業再生に関する高度な知見と経験のある専門家が資格を有することになります。

料確認や事情聴取をして、要件を審査することになります。具体的には、「事業再生計画案の成立の見通し」と「履行可能性」の観点から、他の事業再生手続に比べて事業再生ADR手続を利用するのに適する可能性があるかなどを審査します。審査の結果、可能性ありと判断された場合、JATPは事業再生ADR手続の利用を仮に受理し(仮受理)、債務者に通知します。

仮受理がなされると、JATPは手続実施者選任予定者を決定します。当該手続実施者選任予定者が、後に、手続実施者に選定されることとなります。

5 正式申込

その後、手続実施者選任予定者による調査を経た上で、債務者にて事業再生ADR手続の正式申込を行うこととなります。

正式申込をして手続利用申請が正式に受理されるためには、原則として、事業再生計画案の概要の策定等が必要となります。したがって、この段階で債務者が財務デューデリジェンス(資産査定)を経た上で事業再生計画案の概要を準備していることが想定されており、手続実施者選任予定者が事業再生計画案の概要を調査し、必要に応じてアドバイスすることとなります。

6 事業再生計画案

事業再生計画案では、以下の項目を記載することが必要となります。

- ① 経営が困難になった原因
- ② 事業の再構築のための方策
- ③ 自己資本の充実のための措置
- ④ 資産及び負債ならびに収益及び費用の見込みに関する事項

事業再生ADR成立の翌期から原則3事業年度内の「債務超過解消」と「経常黒字化」が要件となり、この

債務超過解消要件を満たす内容の債務免除が求められることとなります。

- ⑤ 資金調達に関する計画
- ⑥ 債務の弁済に関する計画
- ⑦ 債権者の権利の変更
- ⑧ 債権額の回収の見込み

原則として平等が要求されます。

破産手続による回収見込みより多いことが必要となります。

債権放棄を内容とする事業再生計画案については、以下の要件等も加重されます。

- ⑨ ADR基準により資産査定された価額を基礎に貸借対照表が作成されていること
- ⑩ その貸借対照表上の資産負債の価額及び事業再生計画案上の収益費用に基づいて債務免除額が定められていること
- ⑪ 株主の権利の全部又は一部の消滅
- ⑫ 役員の退任
- ⑬ その他手続に関する要件

事業再生に著しい支障を来たすおそれがある場合を除きます。

自主再生案件であるかスポンサー支援を受ける案件か、既存の法人格を使う案件か第二会社方式であるかなどによって、記載内容に濃淡はありますが、対象債権者の理解を得られる内容を策定する必要があります。

手続利用の正式受理がなされた後は、速やかな進捗が予定されていますので、正式申込の段階までにある程度事業再生計画案の概要を詰めておくことが望まれます。この段階で、金融債権者とある程度の事前調整までしてしまうこともありますし、他方で、何らかの事情で早期の正式申込・一時停

止通知が必要であるため、事業再生計画書の概要の作成については骨子にとどまる場合もあります。スポンサー選定手続中であるため、事業再生計画書の概要が固まらない場合もあります。事業再生計画書の概要の精度は、事業毎にケース・バイ・ケースです。

7 一時停止通知

手続利用申請が正式に受理されると、JATPと債務者の連名で、対象債権者に対して一時停止の通知を行うことになります。

一時停止の通知は、①債権回収行為(弁済請求・受領、相殺権の行使、担保権の実行、強制執行や仮差押え等)、②担保設定(物的人的担保提供の禁止、対抗要件具備等)、③法的倒産手続開始申立ての禁止などを求める通知となります。

一時停止の通知には法的強制力はありませんが、JATPは、債務者の事業再生の見込みがある場合に限り正式受理して一時停止の通知を発することになっていますので、一時停止の通知を受けた債権者は個別の権利行使を控える場合がほとんどです。このような一時停止の性質に鑑みて、一時停止通知は支払停止等の期限の利益喪失事由には該当しないと考えられています。

代表取締役等の連帯保証人の保証債務の経営者保証ガイドラインに基づく処理を事業再生ADR手続と一体的に行うことも可能ですが、これを行う場合は、保証人の保証債務について事業再生ADR手続と一体債務整理をするための経営者保証ガイドラインの利用申請書を提出して受理してもらい、同時に一時停止の通知を出すことになります。

8 第1回債権者会議

一時停止の通知後、原則として2週間以内に第1回債権者会議が実施されます。

第1回債権者会議は、事業再生計画書の概要説明のための債権者会議とも言われており、債務者が現在の資産負債の状況及び事業再生計画書の概要を説明し、質疑応答や意見交換を行います。

また、以下の事項の決議もなされます。

- ① 議長の選任(手続実施者選任予定者のうち1名)
- ② 手続実施者を選任(手続実施者選任予定者から選任。債権放棄を伴う計画の場合、負債額10億円以上で3名以上)
- ③ 一時停止の具体的内容と期間(一時停止の追認と呼ばれており、原則として第3回債権者会議まで一時停止を求めることになります。)
- ④ 第2回債権者会議、第3回債権者会議の日時場所

このうち、一時停止と第3回債権者会議の日時場所については全員一致が必要となりますから、債務者サイドとしては対象債権者の日程確保も含めて事前の調整が重要となりますし、対象債権者も必要な社内決裁を済ませておく必要があります。特に問題となりやすいのが一時停止についてとなりますので、この点は事前に十分に調整しておく必要があります。

なお、この会議で概要説明される事業再生計画書は、その後、スポンサーや対象債権者との協議を経て変更されることなどもあります。

9 第2回債権者会議

事業再生計画書の協議のための債権者会議と呼ばれるもので、第1回債権者会議から1か月ほど後に実施することになります。

第2回債権者会議では、債務者は事業再生計画書の最終版を説明し、手続実施者からは当該事業再生計画書についての調査報告書の説明がなされます。

調査報告書では、事業再生計画案が公正かつ妥当で経済的合理性を有するものであるか否かについての意見が述べられます。

対象債権者はこの調査報告書での意見を踏まえて、事業再生計画案についての賛否を検討することになります。

10 第3回債権者会議

事業再生計画案の決議のための債権者会議であり、第2回債権者会議の1か月ほど後に開催され、事業再生計画案の決議がなされます。

当日に投票される場合もありますし、事前に投票を済ませておく場合もあります。

この債権者会議で全対象債権者が事業再生計画案の成立に同意すれば事業再生計画案が成立し手続が終了します。

このように合計3回の債権者会議で事業再生計画案の決議が成立することが予定されており、スムーズに進めることが可能な手続となっています。事前の準備や協議が十分になされている案件では正式申込から3か月程度で終了することも可能ですが、そうではない事案もあります。

例えば、正式申込後にスポンサー選定手続やスポンサー

交渉を行う場合もあり、その場合は、事業再生計画案の概要説明ができませんので、第1回債権者会議が続行されますし、金融機関調整のため、会議を続行することもあります。

11 経営者の保証債務の処理(経営者保証ガイドライン)

経営者保証ガイドラインを利用して事業再生ADR手続と一体的に保証債務の処理を図る場合の流れは法人と同じとなり、第1回債権者会議で保証人の保証債務弁済計画案を提出し、第2回債権者会議で手続実施者からの調査報告書が提出され、第3回債権者会議で決議されます。

12 事業再生ADR手続における商取引債権の保護等

事業再生ADR手続では、法的手続に移行した場合の商取引債権保護に関する制度も設けられています。この点については、事業再生・債権管理ニュースレター第1号²、その他の事業再生ADR手続における柔軟な取扱いの紹介については事業再生・債権管理ニュースレター第12号³を、それぞれご参照ください。

2: https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagement_201807_v4.pdf

3: https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagement_201906-P2-4-Kitano20190529.pdf

取引後6年経過したのに・・・、否認
—東京地裁平成28年7月20日判決を題材に—井上 拓磨
Takuma Inoue

PROFILEはこちら

第1 はじめに

取引先の企業が破産しそうな場合に何をすればいいのか、裏返していえば、どのようなことをすれば後になって破産管財人から否認されるおそれがあるのかという点を事前に分析、理解をしておくことで、有事の際の適切な判断・対応が可能となります。この点は、顧問弁護士がいる場合も変わらないといえるでしょう。弁護士に相談する場合であっても、弁護士に相談する疑問点が具体的で、かつポイントを押さえていることは、弁護士から適切な助言を迅速に得るうえで重要な要素の一つといえるからです。

今回は、否認権の行使に関して、破産手続開始から4年以

上、取引時点から起算すれば6年以上経過してから、取引が詐害行為にあたるとして否認された事例の分析を通して、否認についてのポイントを整理します。

第2 事案の概要

1 当事者等

【破産者ら】:破産会社、その代表取締役A及び取締役B

【X】:破産者らの破産管財人・原告

【Y】:破産会社から本件自動車を買収したと主張する者・被告

【Cら】:破産者らから金員を詐取されたと主張する者

2 時系列

	事実	備考
H20 11/26	Cら→Aの所有する不動産の仮差押え (本件仮差押命令)	
12/8	破産会社及びY:破産会社がYに対して 6000万円の債務を負っていることを確認 +本件債務承認抵当権設定契約	後に、破産会社がYに対して債務を負っていることが否定された。
12/10	破産会社→Y: 本件自動車を300万円でY が譲り受ける旨の売買契約 (本件売買契約)	
H24 1/26	Cら→破産会社及びAの銀行預金に対して 債権差押命令(本件差押命令)	Cらは、H21ころ、本件仮差押命令に係る本訴を提起し、約3億円余りの請求認容判決
2/21	Y及び破産者: Yが破産会社に対して約 7600万円の債権を有し、A及びBが連帯保 証人として、これらを支払うことを約する公正証 書を作成し、これを債務名義とし、本件差押命 令と競合する債権差押命令の発令	後に、公正証書に係る債務(破産者らのYに対する債務)についても存在が否定された。
H25 8/7	破産者ら: 破産開始決定	
H27 7/9	X:本件売買契約につき否認権の行使	

3 争点

本件においては、本件売買契約の代金とされている300万円がYから破産会社に支払われていたのかという点、また、対象行為が詐害行為と評価されるべき時期との関連で、本件売買契約当時の債務者としてはどのような財産状態である必要があるのか、という点が争点¹となりました。

第3 裁判所の判断²

裁判所は、Yが主張する本件売買契約の代金300万円の支払は認められないとした³うえで、破産会社の資産状況等について「破産会社は、第13期(平成19年5月1日から平成20年4月30日まで)には多少の利益を上げており欠損も生じていなかったものの、第14期(平成20年5月1日から平成21年4月30日まで)には当期純損失が1750万円余り生じ、資産状況も1380万円余りの欠損を生じていたこと、破産者らは、本件売買契約の締結当時、別件損害賠償請求訴訟で問題となった5億4848万0010円の金員を詐取した旨主張され、Aには平成20年11月26日にCのAに対するその詐取に係る損害賠償請求権を被保全債権としてAの所有する不動産に本件仮差押命令に基づく仮差押えをされ、その1か月後には破産者らは被告との間で本件債務承認抵当権設定契約を締結して破産会社の不動産に抵当権を設定したこと、Cらは上記損害賠償請求権の回収ができないから支払不能であるとして破産会社に対して破産を申し立て本件破産手続が開始されるに至ったこと、別件査定異議訴訟では上記抵当権の被担保債権の存在は否定されて判決は確定したことが認められる。以上によれば、破産会社は、本件売買契約当

時、Cらから請求を受けるであろう損害賠償請求権について弁済するだけの資産を保有していなかったため、本件仮差押命令の発令を受けて、被告との間で本件債務承認抵当権設定契約を締結して破産者らの不動産に抵当権を設定するなどして財産を隠匿し、Cらによる債権の回収を妨害しようとしていたものの、結局上記損害賠償請求権が原因となって破産に至ったものと認められるから、破産会社は本件売買契約当時支払不能が発生することが予想される時期(実質的危機時期)にあったと認めるのが相当である。」などとして、否認を認めました。

第4 対象行為が詐害行為と評価されるべき時期について

ある行為が破産法160条1項1号にいう詐害行為⁴とされるのは、破産者の責任財産を減少させる行為が、違法性を帯びると評価されるからです。そうした行為が違法性を帯びるのは、債務者が総債権者のために自らの責任財産を維持することが法的に要求される時期以降に限られます(そのような時期でなければ、自ら損をするような取引をするのは債務者の自由です)。

その時期について、債務者が債務超過、すなわち、債務者の総資産額が総債務額よりも少ない状態(無資力ともいいます。)となった時期を基準とするのが伝統的な立場でした。この立場は、民法の詐害行為取消権(民法424条)の詐害行為の解釈と平仄を揃えるもので、民法との連続性を重視する立場と評価できます。一方で、破産原因たる支払不能や債務超過状態が発生し、またはその発生が確実に予想される時

1:本ニュースレターでご紹介する争点に関連する範囲に絞ってご紹介しております。

2:本ニュースレターでご紹介する争点に限って引用し、重要部分に下線を引いております。

3:この観点からは無償行為否認(破産法160条3項)も問題となりうる事案だったといえます。もともと、本件売買契約から破産手続開始決定までに約4年8カ月の期間があり、本件売買契約当時に支払停止が認定できないおそれがありました。

4:否認権には大きく分けて、詐害行為否認と偏波行為否認の二つの類型があります。本件は、このうち詐害行為否認が認められました。

期(実質的な危機時期)を基準とする有力な立場もあります。この後者の立場は、前者の従来立場よりも広く詐害行為を認める立場といえます。本件は、上に引用した部分を読む限り、「実質的な危機時期」を基準とする有力な立場に立っているものと見られ、今後の裁判例の傾向が着目されます。

第5 最後に

この裁判例は、実質的な危機時期を基準として詐害行為否認を認める立場を採用し、破産手続開始の4年以上前の取引を否認したため、否認される取引について裁判所が拡大して認める傾向を示したかのようなイメージをもたれるかもしれません

ん⁵。しかし、裁判所がどのような理論構成を採用するにせよ、債権者の立場として注意すべきことは、変わりません。すなわち、当然のことですが、債務者の与信情報を日常的にチェックすることです。そして、経営状態の悪化した取引先と取引をする際には、適正な対価⁶で財産を取得するようにすることです。もちろん、適正な対価で取引をした場合にも、必ず否認がされないというわけではない⁷ですが、後で否認されるリスクを相当程度減らすことができます。

本判決は詐害行為否認に関し、取引から長期間が経過した後、当該取引の否認を認めたという点で意義を有することから、ここに紹介する次第です。

5:否認権は、破産手続開始の日から二年間の間に行使する必要があります(破産法176条1項)。本件の破産管財人の否認権行使は、破産手続開始から約1年9か月経過してからのことだったので、その観点からも、取引後長期間経過してから否認の対象となったといえます。

6:破産法160条1項にいう詐害行為と評価されるためには、債務者の責任財産を減少させる行為であることも必要であるところ、適正対価での取引は、責任財産を減少させるものとは評価されません。

7:破産法161条参照。

差引計算合意と相殺の遡及効について ～神戸地裁尼崎支部平成28年7月20日判決及び 岡山地裁平成30年1月18日判決を題材にして～

松永 崇
Takashi Matsunaga

PROFILEはこちら

第1 はじめに

1 破産開始時現存額主義について

保証人がいる場合等、数人の債務者が債務を負担する場合に、主債務者について破産手続が開始された場合、破産開始時点の債権額が破産債権になり(破産法104条1項)、破産開始後に保証人等から弁済その他の債務を消滅させる行為がなされても、主債務者の破産手続における破産債権額は減少しないこととなります(同条2項。いわゆる破産開始時現存額主義)。

2 相殺の遡及効について

債権者は、主債務者に破産手続が開始された後であっても、保証人に対し相殺権を行使することにより、保証人に対して負担する債務(受働債権)の範囲で自らの債権(自働債権)について満足を受けることができます。そして、かかる相殺の効力は、相殺適状時(通常は主債務者の破産申立時あるいは支払停止を内容とする受任通知の到達時)に遡って効力が生じることになります(民法506条2項)。

3 破産開始時現存額主義と相殺の遡及効について

主債務者の破産開始前に債権者と保証人等との間で相殺適状となっていたものの、債権者の相殺権行使が主債務者の破産開始決定後である場合に、上記の破産開始時現存額主義との関係で、主債務者の破産手続において、債権者の破産債権額が減少するか否かが問題となります。この場合

は、相殺による債権消滅の効果は主債務者の破産開始前に遡ることから、破産債権額は、債務消滅(相殺)後の金額に減少すると考えられています¹。

4 差引計算合意と相殺の遡及効について

もともと、債権者が銀行の場合は、当該銀行との間で締結する銀行取引約定書において、「銀行が相殺等を行う場合、債権債務の利息等の計算については、その期間を銀行による計算実行の日までとする」旨の規定があるのが通常です。かかる規定に基づき債権者(銀行)が相殺を行う場合に、かかる規定に相殺の遡及効を制限する旨の合意が含まれ、それが破産管財人に対しても対抗できるか否かが問題となります。すなわち、債権者が主債務者の破産開始後に保証人に対し相殺権を行使した場合に、相殺の遡及効が制限されるとすれば、破産開始後の弁済等であることから、債権者の破産債権額は減少しないことになり、それに対し、相殺の遡及効が制限されないとすれば、上記3のとおり、相殺適状時に遡って効力が発生することになるから、債権者の破産債権額は減少することになります。

以下で紹介する2つの裁判例は、いずれも「銀行が相殺等を行う場合、債権債務の利息等の計算については、その期間を銀行による計算実行の日までとする」旨の規定があった事案ですが、当該合意が相殺の遡及効を制限する旨の合意を含むのか否かについては、別々の判断がなされています。

1: 伊藤眞「破産法・民事再生法」307頁(有斐閣、第4版、2018年)

第2 神戸地裁尼崎支判平成28年7月20日金法 2056号85頁

1 事案の概要等²

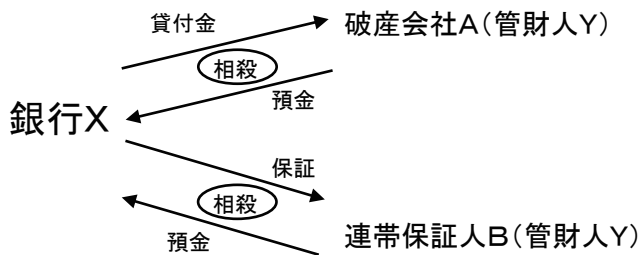
(1) 当事者等

I事件の原告は銀行Xであり、被告は主債務者である破産会社Aの破産管財人Yです。

II事件の原告は銀行Xであり、被告は連帯保証人Bの破産管財人Yです。

I事件において、原告は、破産会社Aの破産手続開始後に、連帯保証人Bに対する保証債務履行請求権と連帯保証人Bの預金債権とを相殺したものの、破産会社Aの破産手続において、相殺前の債権全額を破産債権として届け出ました。

II事件において、原告は、連帯保証人Bの破産手続開始後に、破産会社Aに対する貸付金債権と破産会社Aの預金債権とを相殺したものの、連帯保証人Bの破産手続において、相殺前の債権全額を破産債権として届け出ました。



(2) 主な時系列

・平成25年3月25日：破産会社Aは、原告との間で、「原告が相殺等を行う場合、債権債務の利息等の計算については、その期間を原告による計算実行の日までとする」旨の条項を含む銀行取引約定書を締結した。

- ・平成27年2月2日：原告は破産会社Aに対して手形貸付の方法により貸し付けた（なお、そのほかにも貸付あり）。
- ・上記の貸付金について、連帯保証人Bが連帯保証した。
- ・平成27年3月19日：破産会社A及び連帯保証人Bは破産を申し立て、同日開始決定を受け、両社についてYが破産管財人に選任された。
- ・原告は、破産会社Aの破産手続において貸付金の債権届出を行った（I事件）。また、原告は、連帯保証人Bの破産手続において、保証債務履行請求権の届出を行った（II事件）。
- ・平成27年3月27日：原告は、連帯保証人Bに対する保証債務履行請求権と連帯保証人Bの預金債権とを相殺した。また、原告は、破産会社Aに対する貸付金と破産会社Aの預金債権とを相殺した。
- ・原告は、I事件において、連帯保証人Bの預金による相殺額について債権を取り下げなかった。また、原告は、II事件において、破産会社Aの預金による相殺額について債権を取り下げなかった。
- ・平成27年12月18日：破産管財人Yは、I事件の債権認否において、原告の貸付金の債権届出に対し、連帯保証人Bの預金による相殺相当額について異議を述べた。破産管財人Yは、II事件の債権認否において、原告の保証債務履行請求権に対し、破産会社Aの預金による相殺相当額について異議を述べた。
- ・平成28年1月16日：原告は、両事件において、破産債権の査定を申し立てた。
- ・平成28年2月23日：破産裁判所は、両事件において、届出債権の一部を認めない旨の査定決定を行った。
- ・平成28年3月23日：原告は、上記査定決定について、異議訴訟を提起した。

2：紙幅の都合で、事実関係については一部簡略化しています。

2 争点³

本件においては、まず①「原告が相殺等を行う場合、債権債務の利息等の計算については、その期間を原告による計算実行の日までとする」旨の合意に、相殺の遡及効を制限する合意が含まれるか否かが争点となりました。また、当該合意が含まれるとした場合、②当該合意の効力を破産管財人Yに対抗できるかが争点となりました。

3 裁判所の判断⁴

(1) 結論

裁判所は、I事件及びII事件とも、①「原告が相殺等を行う場合、債権債務の利息等の計算については、その期間を原告による計算実行の日までとする」旨の合意には、相殺の遡及効を制限する合意が含まれ、②当該合意の効力を破産管財人Yに対抗できると判断しました。その結果、I事件及びII事件とも、破産裁判所の査定決定を取り消し、相殺前の債権全額を破産債権として認めました(破産管財人Yが控訴せず確定)。

(2) 争点①に関する判断

(I事件)

「本件遡及効制限条項(筆者注:「原告が相殺等を行う場合、債権債務の利息等の計算については、その期間を原告による計算実行の日までとする」旨の条項)を定めた原告としては、約定相殺をする際の計算が複雑になることを望んでおらず、仮に本件合意が、両債務の利息等の数額を計算する際の基準日を定めたものにすぎず、本件合意によっては相

殺の遡及効が制限されないとすれば、既に債権債務は遡及的に消滅しているにもかかわらず、それら債権債務に対して利息等を付する合意をしているということになるが、これは合意の内容としては不自然であることなどを考慮すると、当事者は、相殺の遡及効を制限し、原告が相殺をした任意の日に相殺の効果が生じるとの認識、すなわち、相殺の遡及効を制限する認識で本件合意をしたものと推認することが合理的である。」

(II事件についても同様の判断であるため記載は省略)

(3) 争点②に関する判断

(I事件)

「破産債権者が破産者の預金と破産者に対する貸付金などを相殺する場合、相殺の遡及効を制限する合意は、本来劣後債権となる破産手続開始後の利息等(破産法97条参照)について破産債権と同様の扱いを認めることになり、一般破産債権者の利益を害するという弊害があるが、連帯保証人である乙山(筆者注:連帯保証人B)との間で行われた本件相殺は、破産会社の破産財団を減少させるものではないし、他方、乙山は、破産債権の全額を消滅させたわけではないから、本件破産手続に参加することもできないため(同法104条2項)、破産債権の総額に影響がないことなどを考慮すると、本件合意を被告に対抗できると解するのが相当である。」

(II事件についても同様の判断であるため記載は省略)

3: 破産手続開始後に行われた相殺によって、破産手続開始時の破産債権が対当額で消滅するか否かという点も争点となりましたが、紙幅の都合で当該争点のご紹介は省略いたします。

4: 紙幅の都合で、争点に関連する部分のみを記載しています。

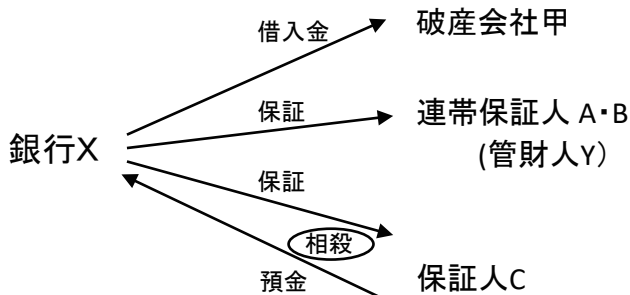
第3 岡山地判平成30年1月18日金法2088号82頁

1 事案の概要等⁵

(1) 当事者等

原告は銀行Xであり、被告は連帯保証人A及びBの破産管財人Yです。

原告は、破産会社甲及び連帯保証人A・Bの破産手続開始後に、保証人Cに対する保証債務履行請求権と保証人Cの預金債権とを相殺したものの、連帯保証人A・Bの破産手続において、相殺前の債権全額を破産債権として届け出ました。



(2) 主な時系列

- ・平成20年10月10日：原告は、破産会社甲に金員を貸し付けた。
- ・平成25年5月29日：連帯保証人A・Bは、破産会社甲が原告に対して負担する債務を根保証した。その際、原告と連帯保証人A・B及び保証人Cは、「原告が約定相殺によって差引計算をする場合には、利息等の計算については、その期間を計算実行の日までとする」旨合意した。
- ・平成28年8月31日：破産会社甲、連帯保証人A・Bは破産を申し立てた。

5：紙幅の都合で、事実関係については一部簡略化しています。

6：紙幅の都合で、争点に関連する部分のみを記載しています。

- ・平成28年9月7日：連帯保証人A・Bは開始決定を受け、いずれについてもYが破産管財人に選任された。
- ・平成28年10月25日：原告は保証人Cに対する保証債務履行請求権と保証人Cの預金債権とを相殺した。
- ・平成28年11月4日：原告は、連帯保証人A・Bの破産手続において、保証人Cに対する相殺額を控除せずに貸付金の債権届出を行った。
- ・平成29年3月22日・同年6月22日：破産管財人Yは、連帯保証人A・Bの破産手続の債権認否において、原告の貸付金の債権届出に対し、保証人Cの預金による相殺相当額について異議を述べた。
- ・平成29年4月24日・同年7月4日：原告は、連帯保証人A・Bの破産手続において、破産債権の査定を申し立てた。
- ・平成29年6月16日・同年7月5日：破産裁判所は、破産管財人Yの債権認否どおり査定決定を行った。
- ・平成29年7月10日：原告は、上記査定決定について、異議訴訟を提起した。

2 争点

本件においては、「原告が約定相殺によって差引計算をする場合には、利息等の計算については、その期間を計算実行の日までとする」旨の合意に、相殺の遡及効を制限する合意が含まれるか否かが争点となりました。

3 裁判所の判断⁶

(1) 結論

裁判所は、「原告が約定相殺によって差引計算をする場合には、利息等の計算については、その期間を計算実行の日までとする」旨の合意に、相殺の遡及効を制限する合意は含

まれないと判断しました。その結果、破産裁判所の査定決定を認可しました(原告が控訴せず確定)。

(2) 争点に関する判断

「本件差引計算合意(筆者注:「原告が約定相殺によって差引計算をする場合には、利息等の計算については、その期間を計算実行の日までとする」旨の合意)の文言によれば、同合意は、利息、損害金等の計算についての基準日を定めているだけであって、相殺の遡及効について何ら触れるものではない。」

「本件差引計算合意は、当時、全国銀行協会連合会によって作成されていた銀行取引約定書のひな型(以下「ひな型」という。)に定められていたものとほぼ同じ文言のものである。」

「ひな型に上記(1)のような差引計算の定めが設けられたのは、銀行にとって、相殺の意思表示の到達時期が必ずしも明確でなく、また、相殺適状時がいつになるのか判定が難しいことから、これらの日を確認する負担を避けるためであったと解される。したがって、差引計算合意の効果は上記の限度で認められれば足り、相殺の遡及効を制限する必要があったとは認められない。」

「以上によれば、本件差引計算合意は、相殺の意思表示によって消滅する債権について、その利息、損害金等の清算方法の合意をしたものと解され、そこに相殺の遡及効を制限する合意を含むとは認められない。」

第4 裁判例に関する考察

上記2件の裁判例においては、いずれも同様の差引計算に関する合意がなされていましたが、神戸地裁尼崎支部判決では、当該差引計算合意には相殺の遡及効を制限する合意

が含まれ、それを破産管財人にも対抗できると判断されたのに対し、岡山地裁判決では、当該差引計算合意には相殺の遡及効を制限する合意は含まれないと判断されました。より具体的には、後者の判決では、当該差引計算合意には、利息等の計算に関する文言しかなく相殺の遡及効については触れられていないことが重視され、利息等の計算の限度でその効力を認めればよいと形式的に判断されたのに対し、前者の判決では、相殺の遡及効が制限されないとすれば、既に債権債務は遡及的に消滅しているにもかかわらず相殺の実行時まで利息等は発生し続けるという矛盾が生じることが重視され、相殺の遡及効を制限する合意が含まれると判断されました。

全国銀行協会連合会作成の銀行取引約定書のひな型には、上記2件の裁判例と同様の差引計算合意が規定されていたところ、同ひな型自体は既に廃止されましたが、現在でもほとんどの銀行では、同ひな型と同様の内容(つまり上記2件の裁判例とも同様の内容)の差引計算合意の規定を、銀行取引約定書に設けていると考えられます。上記2件の裁判例で問題となったとおり、差引計算合意に相殺の遡及効を制限する内容の合意が含まれ、それが破産管財人に対抗できるとすれば、保証人等に対する相殺後も破産債権額が変わらないことになり、銀行にとって有利な結果となることから、銀行としては同様のケースでは、法定相殺によるのではなく差引計算合意を用いて約定相殺するのが有利ということになります。このように、上記2件の裁判例における争点に関する今後の裁判所の判断次第では、金融実務に影響が及ぶ可能性があります。

前述のとおり上記2件はいずれも控訴されずに確定していますが、今後同種事案において、裁判所がどのような判断を行うのか、その動向が注目されます。